

参考資料

- 教育振興基本計画部会(第5回・第6回)における震災関係者の主な意見(青少年関係) 1
- 「今後の国立青少年教育施設の在り方について」(報告書)【概略】 2
- 青少年の自然体験をめぐる状況 3
- 「市町村子ども読書活動推進計画」の策定状況 4
- 「出会い系サイト」「コミュニティサイト」に関係した事件の被害児童数 5
- 児童ポルノ事犯の検挙件数・人員、被害児童数 6
- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(概要) 7
- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(概要) 8
- 子どもが使用している携帯電話のフィルタリングの利用 9

教育振興基本計画部会(第5回・第6回)における震災関係者の主な意見 (青少年教育関係)

- 他者を思いやる心やどのような状況にもあきらめないたくましさなど、震災を乗り越えて得た「知・徳・体」を兼ね備えた人づくりをしていきたい。
- 知識注入型授業から脱却し、読書活動を推進したい。

「今後の国立青少年教育施設の在り方について」(報告書)

～ 新たな視点に立った体験活動の推進について ～ 【概略】

平成23年2月 国立青少年教育施設の在り方に関する検討会

検討の背景

- 平成21年11月 行政刷新会議「事業仕分け」において、青少年交流の家、自然の家について「自治体・民間へ移管」との評価結果
- " 12月 「事業仕分け」の評価結果を踏まえ、文部科学省として、「引き続き青少年教育のナショナルセンターの役割は果たしつつ、青少年交流の家、青少年自然の家について、諸条件が整ったところから順次自治体等への移管準備に着手する」との対応方針を決定
- 平成22年12月 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針 閣議決定

青少年教育施設の現状と課題

【現状】

- ・ 家庭の経済格差が子どもの「体験格差」につながるおそれ
- ・ 自然体験活動を行う青少年の減少
- ・ 公立施設の急速な減少(最近6年間で全体の約3割に当たる202施設減少)
- ・ 公立・民間施設の資金・人材不足→現状では国立施設の移管は困難

【国立青少年教育施設の今後の課題】

- 公立・民間施設から期待される、ナショナルセンターとしての機能(指導者の養成、調査研究など)の強化
- 青少年が体験活動を経験できる環境の整備
- 効率的かつ効果的な施設配置・管理運営や人員配置等

今後の方向性

【中長期的に国立青少年教育施設が目指すべき姿】

- ① ナショナルセンター機能の強化
 - ◆ 研究機能・情報発信機能など青少年教育の「シンクタンク」としての機能の充実
 - ◆ 体系的な指導者養成システムの構築
 - ◆ 新たな課題に対応した体験活動プログラムの開発及び普及啓発
 - ◆ 民間・学校・自治体・関係省庁との連携推進
 - ◆ 青少年国際交流の推進
- ② 効果的・効率的な施設配置等
 - ◆ 本部・ブロック教育拠点施設・地方教育拠点施設等の役割分担と適正配置及び効果的の人員配置等
 - ◆ 都市型の青少年教育施設の検討
- ③ 「新しい公共」型の管理運営
 - ◆ 民間・大学・自治体等との協働による管理運営

【早急に取り組むべき事項】

- 国立青少年教育振興機構に青少年教育に関する研究センターを設置
- 課題ごとのモデルプログラムの構築
- 全国共通の指導者養成カリキュラム作成
- 各施設の特徴・機能の明確化
- 都市型の青少年教育施設創設に向けた調査研究
- 「新しい公共」型管理運営の試行的実施
- 稼働率・自己収入の増加に向けた取組

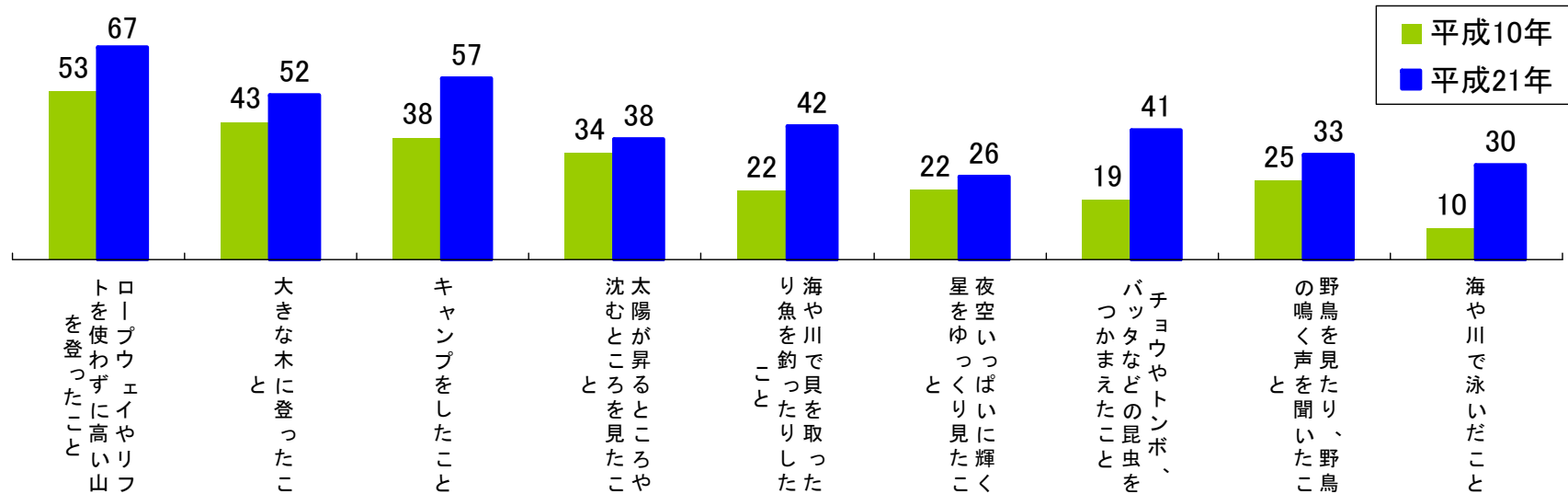
等

等

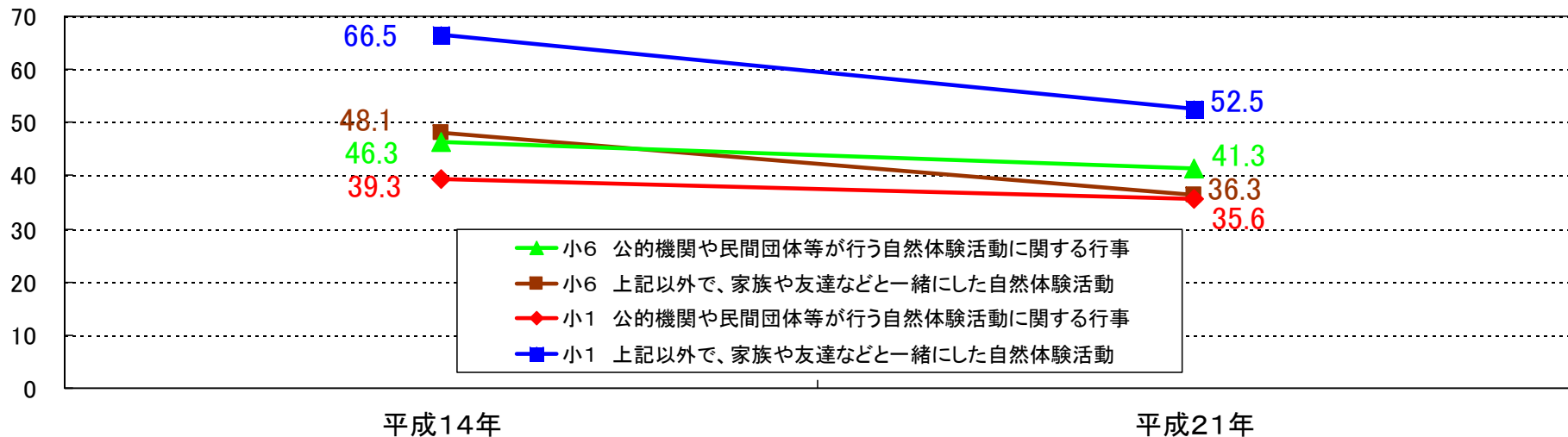
青少年の自然体験をめぐる状況

自然体験を行ったことのある青少年の割合が年々減少

○次の自然体験について「ほとんどしたことがない」割合

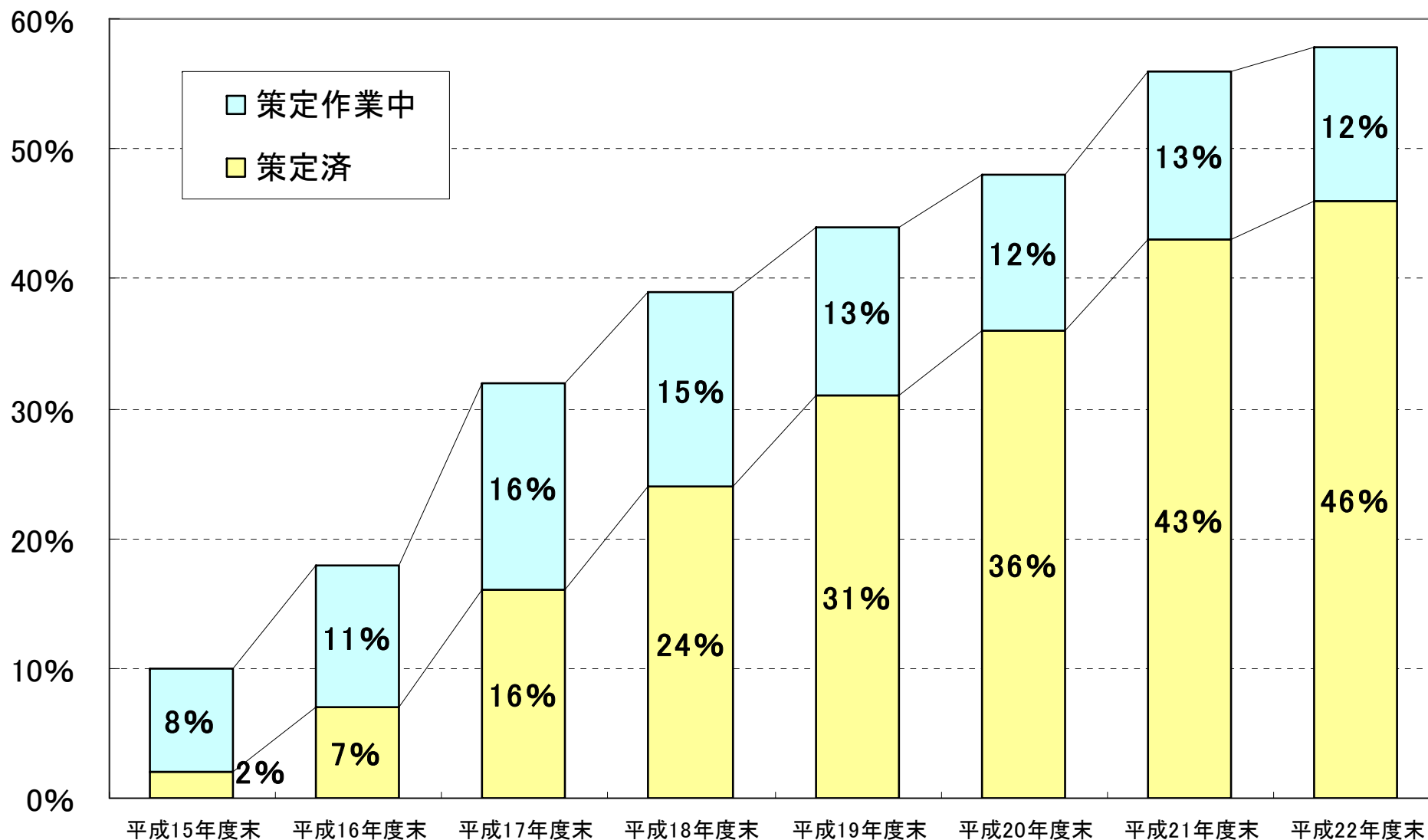


○夏休みにおける自然体験活動への参加割合



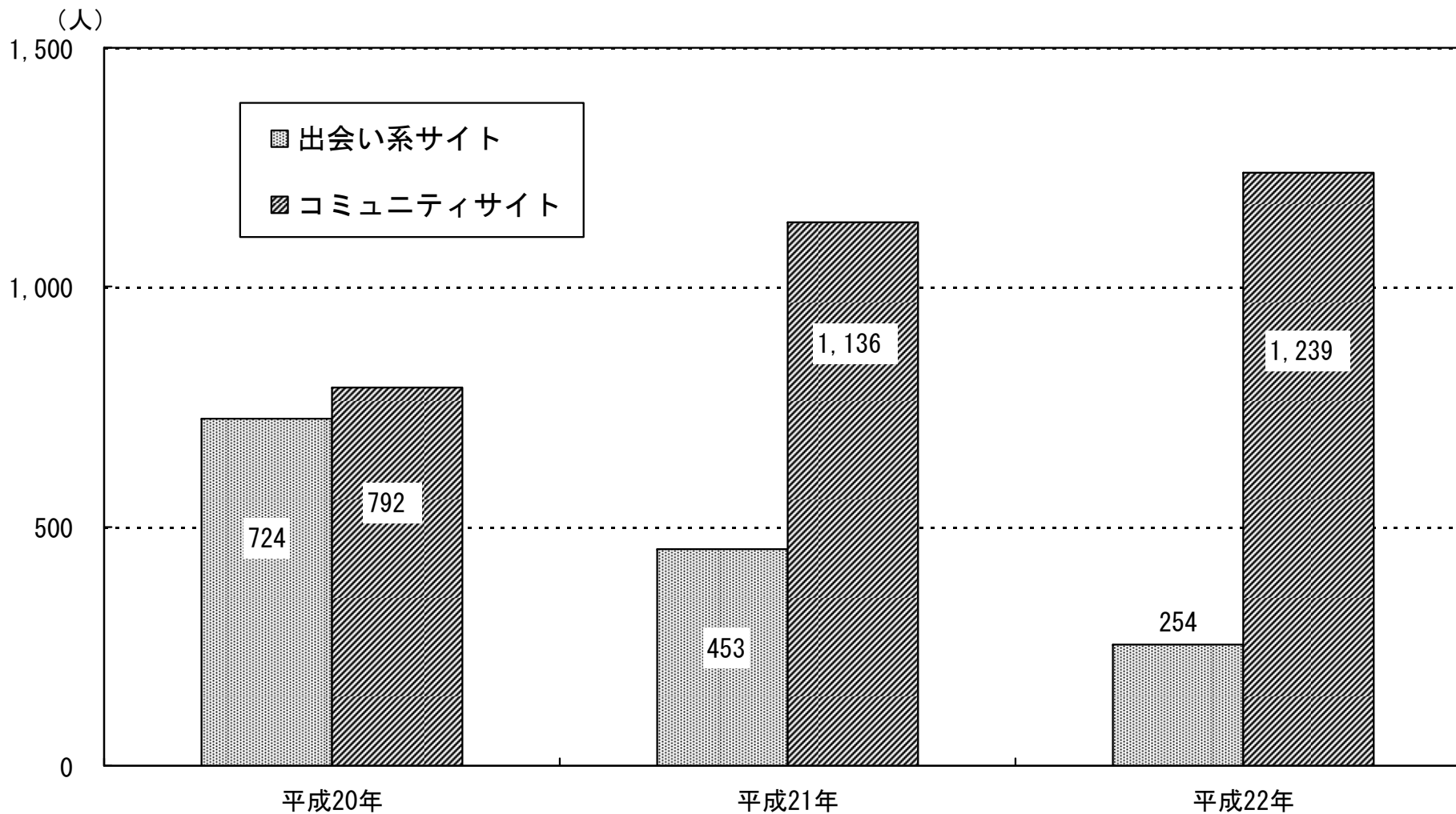
「市町村子ども読書活動推進計画」の策定状況

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成20年3月11日閣議決定)
における目標 平成18年度末：24% → 平成24年度末：50%以上



「出会い系サイト」「コミュニティサイト」に関する事件の被害児童数

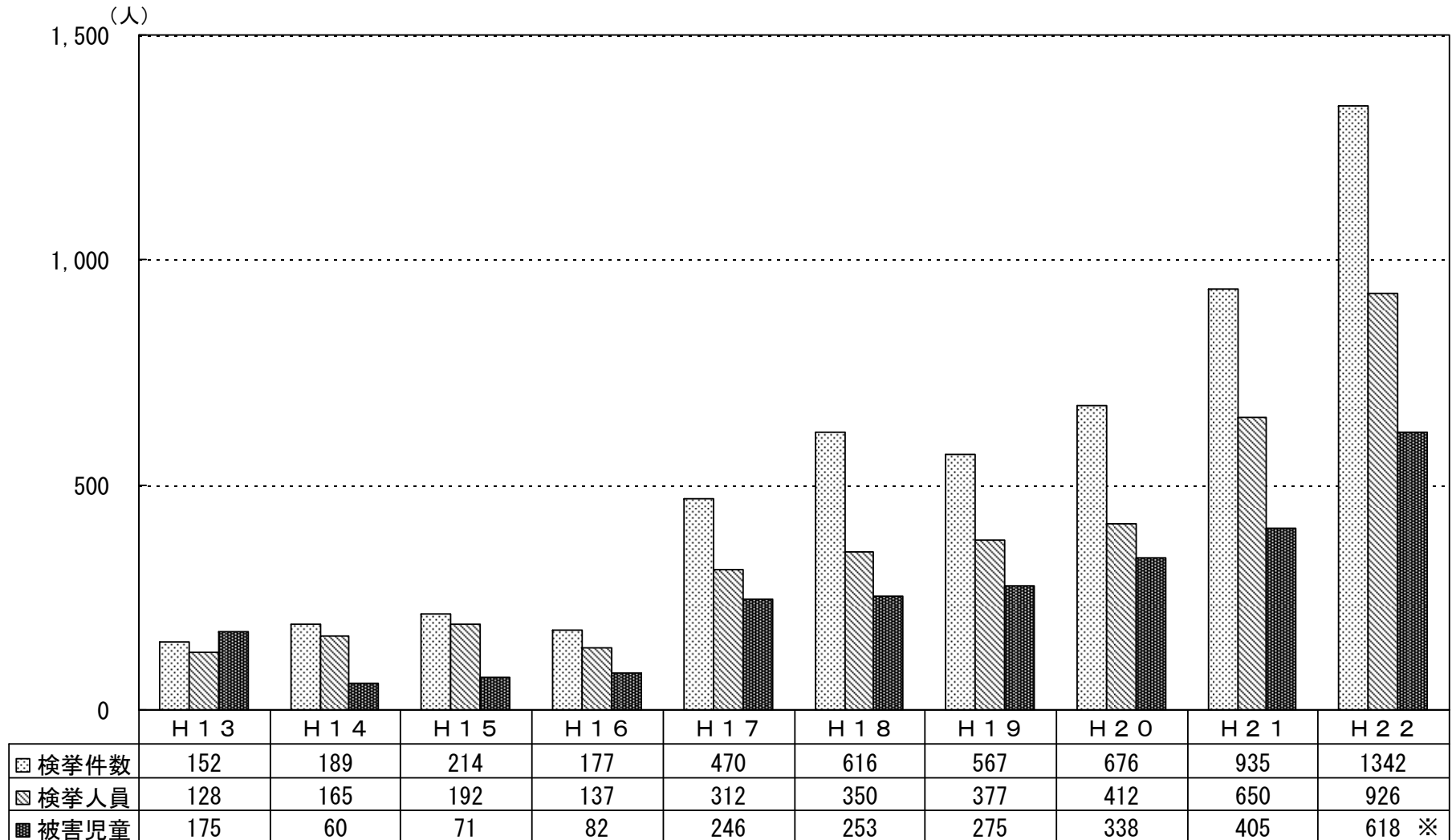
「出会い系サイト」に関する事件の被害児童数は減少しているが、
「コミュニティサイト」に関する事件の被害児童数は増加している。



※ 本調査は、平成20年から実施

児童ポルノ事犯の検挙件数・人員、被害児童数

児童ポルノ事犯の検挙件数・人員、被害児童数ともに年々増加傾向にある(被害児童数は過去最高)



※ 平成22年被害児童のうち、未就学児童、小学生は126人

資料：警察庁「少年非行等の概要」(平成22年1月～12月) 6

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（概要）

- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)」は、衆議院青少年特別委員会の委員長提案により提出され成立。
- 平成21年4月1日から施行。（施行後3年以内に見直し）

基本理念

青少年の適切なインターネット活用能力習得
(発達段階に応じた情報の取捨選択能力等)

青少年の有害情報の閲覧機会の最小化

民間主導(国等は支援)

政府

子ども・若者育成支援推進本部 (内閣府)

会長：内閣総理大臣
委員：内閣官房長官、その他国務大臣

策定

基本計画

- ・基本方針
- ・適切なインターネット活用能力の教育・啓発
- ・フィルタリング性能向上・普及
- ・民間における取組の支援 等

支援

民間

携帯電話会社
プロバイダ
パソコンメーカー等

フィルタリング提供等義務

フィルタリング開
発・提供事業者

開発の努力義務

サーバー管理者

有害情報閲覧防止努力義務

その他関係者

啓発等の努力義務

青少年

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（概要）

（H21.6.30 インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定 ※H22.4.1から子ども・若者育成支援推進本部）

背景

- インターネットにおける心身が未発達な青少年が閲覧するには望ましくないと考えられる情報の数多くの流通
- 出会い系サイトなどへのアクセスによる児童買春等の犯罪被害(平成20年1,516名)
- 親子のジェネレーションギャップから、保護者の課題等に対する認識不足が懸念
- 睡眠時間を削った電子メール利用などによる青少年の生活面等への影響の懸念

基本理念

- 18歳未満の青少年の適切なインターネット活用能力習得
- 青少年の有害情報の閲覧機会の最小化
- 民間の自主的・主体的取組尊重

基本的な方針

＜インターネット上の新たな問題に応じた迅速な対応＞

- (1)青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育・啓発の推進
- (2)保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発活動の実施
- (3)事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促進
- (4)国民によるインターネット上の問題解決に向けた自主的な取組の推進

青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発の推進

- 学校における教育・啓発の推進情報
モラル教育等の推進／情報モラル等の指導力の向上／学校における啓発活動の推進／「ネット上のいじめ」に対する取組等の推進（「小中学校への携帯電話の原則持込禁止」等に関する通知を踏まえた適切な対応）
- 社会における教育・啓発の推進
地域・民間団体・事業者による教育・啓発活動への支援／ポータルサイトを活用したわかりやすく速やかな情報提供
- 家庭における教育・啓発の推進
「親子のルール作り」など家庭における取組への支援／青少年の発達段階に応じた保護者の管理への支援
- 教育の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等
- 国民運動の展開

青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

- 事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底及び保護者への説明等の推進
フィルタリング提供義務等の実施徹底／保護者への説明等の推進
- 携帯電話・PHSにおけるフィルタリングの高度化の推進
携帯電話・PHSのフィルタリングの多様化・改善の推進／携帯電話・PHSのフィルタリングの閲覧制限対象の適正化支援
- フィルタリング提供事業者による閲覧制限対象の把握の支援
- フィルタリング普及促進のための啓発活動等 ○フィルタリング普及状況等に関する調査研究

青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援

- 青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動に対する支援
- ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援
ガイドライン策定等の体制整備の支援／効率的かつ円滑な活動実現のための支援／レーティング・ゾーニングの取組の支援
- 青少年有害情報の閲覧防止措置等に関する民事紛争の解決活動に対する支援
- 青少年のインターネット上の問題に関する相談等に対する支援 ○その他の活動に対する支援

その他の施策

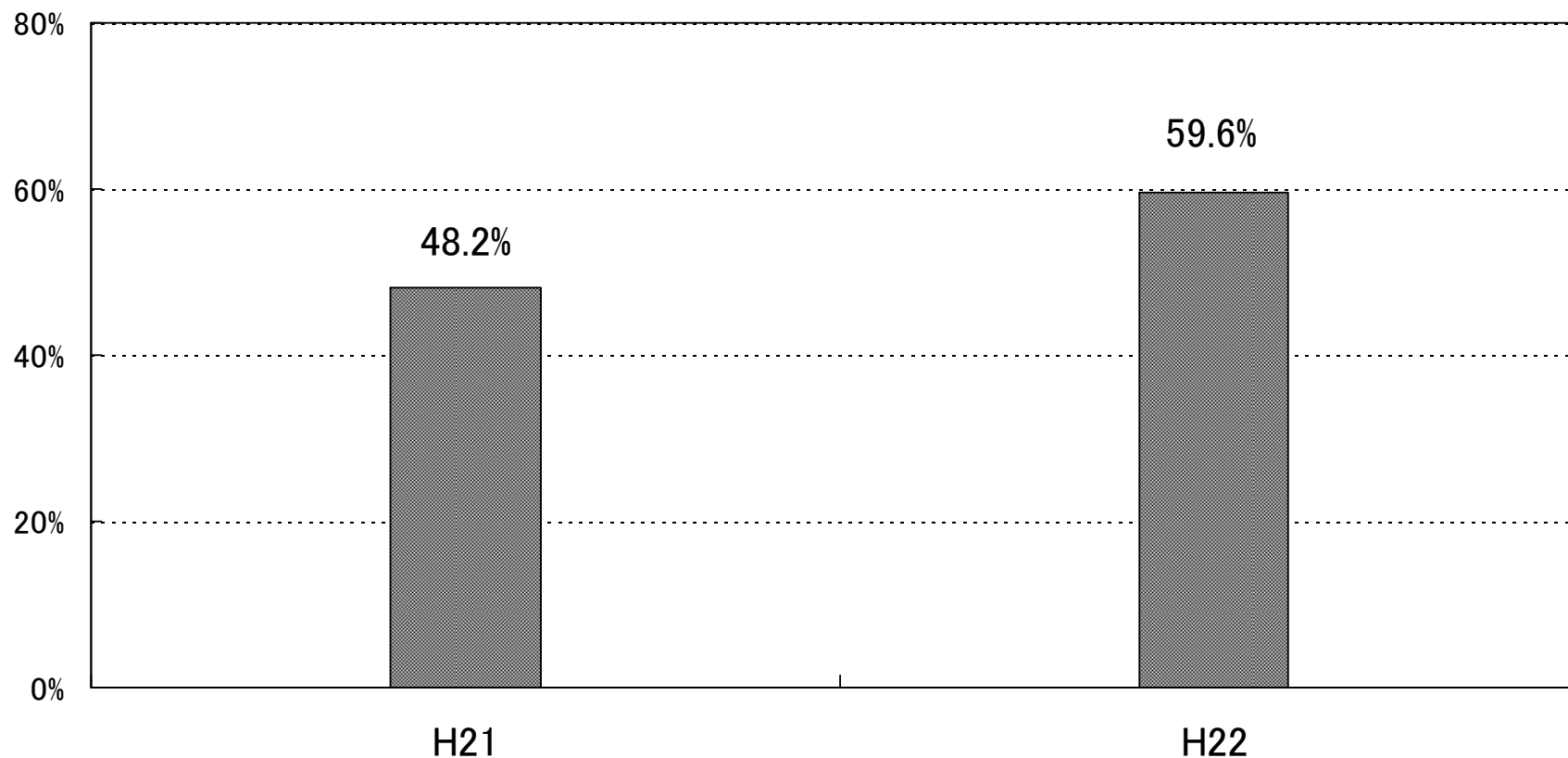
- サイバー犯罪の取締り等の推進
取締り推進及び体制強化／捜査等のための良好な協力関係の構築推進
- 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進
インターネット・ホットラインセンターを通じた削除等の対応依頼推進／事業者や民間団体の効果的な閲覧防止策の検討支援
- 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進
青少年等からの相談等への対応／名誉毀損・プライバシー侵害対応の支援
- 迷惑メール対策の推進
法の着実な執行その他の総合的な対策実施／国際連携の推進／チェーンメール対策の周知啓発
- 国内外における調査

推進体制等

- 国における推進体制(内閣総理大臣の下連携・協力)
- 地方公共団体・保護者・事業者・民間団体等との連携体制の活用
- 国際的な連携の促進 ○基本計画の見直し(毎年フォローアップ、3年後を目処に見直し)

子どもが使用している携帯電話のフィルタリングの利用

平成21年度から平成22年度の間で、約11ポイント増加している。



※ 子どもが「自分専用の携帯電話」又は「家族と一緒に使っている携帯電話」を持っている保護者が回答
※ 「インターネットが使えない機種・設定になっている」と回答した場合を含む